

立川市水路条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市水路条例の一部を改正する条例

立川市水路条例（平成14年立川市条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後		改正前	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
種別	占用等の内容	単位	金額
第1種	水路、橋りょう及び兼用工作物に 関する工事その他これに類する工 事のための工事詰所、事務所その 他の仮設工作物の設置	1平方メートルにつき1年	1,054円
第2種	通路、家屋、仮設小屋その他の附 属施設の使用	1平方メートルにつき1年	738円
第3種	(1) 軌道事業又は鉄道事業のた めの軌道（橋りょうを含む。）の設置 (2) ガス又は電力の供給事業及 び電気通信事業のための工作 物の埋設	1平方メートルにつき1年	316円
第1種	水路、橋りょう及び兼用工作物に 関する工事その他これに類する工 事のための工事詰所、事務所その 他の仮設工作物の設置	1平方メートルにつき1年	1,041円
第2種	(1) 軌道事業又は鉄道事業のた めの軌道（橋りょうを含む。）の設置 (2) ガス又は電力の供給事業及 び電気通信事業のための工作 物の埋設	1平方メートルにつき1年	347円
第3種	(1) 電力の供給事業及び電気通 信事業のための電柱及び鉄塔	1平方メートルにつき1年	1,041円

の設置		の設置	
(2) 電話柱その他の柱類		(2) 電話柱その他の柱類	
第4種	電線及びこれに類する架空線の設置	1平方メートルにつき1年	527円
第5種	前各種に属さないもの	1平方メートルにつき1年	1,054円
備考		……略……	
の設置		の設置	
(2) 電話柱その他の柱類		(2) 電話柱その他の柱類	
第4種	電線及びこれに類する架空線の設置	1平方メートルにつき1年	694円
第5種	前各種に属さないもの	1平方メートルにつき1年	1,041円
備考		……略……	

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例施行の際現に占用の許可をしているものに係る施行日の前日までの期間に相当する占用料の額については、なお従前の例による。

